

## 緊急事態宣言期間延長に伴う市長メッセージ

市民の皆様へ

国が5月4日に緊急事態宣言の期間延長を決定し、これを受けて5月5日に新潟県が県民への自粛要請の見直し等について発表しました。

これに伴い、燕市は別記のとおり5月11日から段階的に公共施設や小中学校を再開していきます。

この措置は、感染防止の取り組みを「ゆるめる」ものではなく、政府の専門家会議の提言にあるように、「新しい生活様式」を日常生活に取り入れて感染防止に長期的に取り組み、市民生活と経済活動を両立させていこうというものです。

市民の皆様におかれましては、3つの密（密閉・密集・密接）を避ける、外出におけるマスクの着用、毎朝の検温と小まめな手洗いの実施、人と人との間隔を確保する、多人数での会食や懇親会を控えるなど「新しい生活様式」による感染防止に取り組むとともに、引き続き緊急事態宣言が解除されるまでは、不要不急の県外への移動、接待を伴う飲食店等への外出を自粛するようお願いいたします。

なお、やむを得ず感染が拡大している地域からご家族やご友人などが市内に移動される際は、次のことをお伝えください。

- 1 転入・帰省後、2週間は外出を控える（行動歴を記録）
- 2 体調不良の際は自宅で安静・療養
- 3 風邪症状や高熱が続く、強いだるさや息苦しさがある場合は帰国者・接触者相談センター（三条保健所内、0256-36-2362）に相談

燕市では4月24日に新型コロナウイルス感染症緊急対策「フェニックス11（イレブン）」を開始しました。引き続き市民の皆様への命と健康を守るとともに、市民生活と地域経済への影響を最小限に抑えるため、全力で取り組んでまいります。一丸となって、この難局を乗り越えましょう。

令和2年5月7日

燕市長 鈴木 力

## ■5月11日から5月31日までの公共施設の対応について

### <基本方針>

- 県の休業要請対象となっている施設は、5月31日まで閉館を継続
- 県の休業要請対象外となった施設は、国・県が発表する大型連休中の外出自粛の効果を注視しつつ、消毒・換気・飛沫防止等の対策の徹底や利用者名簿の配備などの感染防止対策を行うことを前提に5月11日から段階的に開館する。ただし、入館者数の状況により3つの密（密閉・密集・密接）が回避できない場合は、一時的に入場を制限する
- 開館する施設のうち、貸館については、5月31日まで次の要件を満たす場合に限り貸し出すものとする

#### 【貸館の利用条件】

- ・施設の利用は燕市民に限る
- ・3つの密（密閉・密集・密接）の回避、マスク着用など感染防止対策を徹底すること
- ・同時に施設利用できる人数を最大50人までとする
- ・利用者名簿の提出

#### (1) 5月11日から開館

- 公園（有料施設は5月31日まで利用休止）
- 図書館
- 公民館（付随する体育館は5月31日まで利用休止）
- 文化会館（展示ホール、練習室）
- 吉田産業会館
- 燕勤労者総合福祉センター
- 吉田老人センター（浴場は5月31日まで利用休止）
- 屋外スポーツ施設（管理棟は5月31日まで利用休止）

#### (2) 5月12日から開館

- 産業史料館（5月31日まで団体及び体験工房館は利用休止）
- 長善館史料館（5月31日まで団体利用休止）
- 分水良寛史料館（5月31日まで団体利用休止）
- 分水福祉会館
- 老人集会センター（大曲）

(3) 5月17日から開館

- 道の駅国上

(4) 引き続き5月31日まで閉館

- 屋内スポーツ施設
- 学校開放（屋内・屋外）
- 文化会館（大ホール）
- 児童館・児童研修館「こどもの森」
- 子育て支援センター
- 磨き屋一番館（視察・体験）
- てまりの湯（国上農村環境改善センター含む）
- 島上農村環境改善センター

#### ■小中学校の段階的再開について

- 5月11日から17日までは、各学校が分散登校を実施します。
- 18日から午前授業を原則として学校での学習活動を再開します。あわせて、給食の提供を再開します。
- 25日からは、緊急事態宣言にかかる県の方針及び県内の新型コロナウイルス感染症の感染状況に大きな変化が見られない場合、学校内での学習活動を通常に行います。

#### ■幼稚園の段階的再開について

- 5月11日から給食を提供せず午前授業としての学習活動を再開します。
- 18日からは、緊急事態宣言にかかる県の方針及び県内の新型コロナウイルス感染症の感染状況に大きな変化が見られない場合、学習活動を通常に行います。あわせて、給食の提供を再開します。